大阪府立門真西高等学校校 長 金 沢 加 代

ペダル付電動自転車に関する指導について

仲秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

さて、昨今報道等でも取り上げられております「ペダル付電動自転車」に関して、本校で の指導内容を変更いたします。お子様一人ひとりの安全を守るための変更ですので、ご理 解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1. ペダル付電動自転車での登校は禁止とする。
- 2. 本文書配布以降、本校では当該車両は「原付バイク」と同様の扱いとし、1回目の発 覚からバイクの制服乗車や無免許運転などと同様に特別指導の対象とする。

ただし、道路交通法上、自転車(軽車両)の扱いである電動アシスト自転車での登校は従来 通り可能です。電動アシスト自転車とペダル付自転車の違いは下記をご覧ください。

「電動アシスト自転車」と「ペダル付電動自転車」の違い (警視庁 HP 参照)

電動アシスト自転車

道路交通法施行規則第 1 条の 3 に規定するもので、<u>電動機(モーター)と人の力が独立したままでは作動せず、もっぱら人の力に対する補助力として作用するように設計されている</u>「自転車」で、人力を加えた際に走行抵抗に応じて駆動補助力が加わるものであり、道路交通法上、軽車両(自転車)に該当します。

ペダル付電動自転車

電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車のこと。 道路交通法上の「原動機付自転車」に当たり、市販されている「駆動補助機付自転車(電動 アシスト自転車)」とは全く違うものになります。また、<u>電動モーターを作動させず、ペダ</u> ルを用い、かつ、人の力だけで走行させる場合も「ペダル付電動自転車」の本来の使い方に 当たることから、道路交通法上、原動機付自転車の「運転」に該当します。